平成２９年（再イ）第１２号

兵庫県加東市黒谷1206番地87

再生債務者　森山　元美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月22日　　神戸地方裁判所社支部

平成２９年（再イ）第２４号

北海道苫小牧市見山町３丁目２番12号

再生債務者　中原　修一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月23日

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（再イ）第７号

福島県会津若松市上町６番30号

再生債務者　根本　　大

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月23日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２９年（再イ）第７３号

広島市安佐南区安東４丁目34番12号

再生債務者　入江久美子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月23日

広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１５号

山口県美祢市豊田前町麻生上120番地

再生債務者　西嶋　光行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月23日　山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（再イ）第３５号

愛媛県松山市東方町749番地９

再生債務者　藤田慎一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月23日　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第５３号

鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目23番７号　コンフォートタヒラ202号

再生債務者　本渡　信也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月23日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第20号

流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成30年２月５日

流山都市計画事業

新市街地地区一体型特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

1　氏名及び住所

氏名　中村　芳登　外１名

住所　千葉県流山市東初石６丁目187番地の78

2　通知の内容

文書番号　しち21―437

新市街地発指定194―３　平成29年12月27日

従前の宅地

町名及び字名　東初石六丁目

地番　187―78　地目　宅地

登記簿地積　479.43㎡

基準地積　　479.43㎡

町名及び字名　東初石六丁目

地番　187―111　地目　宅地

登記簿地積　103.58㎡

基準地積　　103.58㎡

仮換地

街区番号　Ｄ120　画地番号　19画地

地積　566㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成30年１月10日

仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

注意

1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第21号

流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成30年２月５日

流山都市計画事業

新市街地地区一体型特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

1　氏名及び住所

氏名　中村　俊之　外１名

住所　千葉県流山市東初石６丁目187番地の78

2　通知の内容

文書番号　しち21―437

新市街地発指定194―３　平成29年12月27日

従前の宅地

町名及び字名　東初石六丁目

地番　187―78　地目　宅地

登記簿地積　479.43㎡

基準地積　　479.43㎡

町名及び字名　東初石六丁目

地番　187―111　地目　宅地

登記簿地積　103.58㎡

基準地積　　103.58㎡

仮換地

街区番号　Ｄ120　画地番号　19画地

地積　566㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成30年１月10日

仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。